

# 2017年4月より

# FIT法が 改正されました！

## 発電設備の認定取得者すべての方が 手続きの対象です。

### 改正FIT法によって追加される『事業計画認定基準』

- 発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること。
- 発電設備の廃棄、エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること。
- 接続について電気事業者の同意を得ていること。
- 土地活用に関する法令を遵守すること。
- 発電設備の安全性に関する法令を遵守すること。
- 設備の設置場所に事業内容を記載した標識を掲示すること。

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ間発電所
	設備ID	D××××××15
	所在地	東京都千代田区霞が関△番地
再生可能エネルギー 発電事業者	発電出力	150.0 kW
	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
保守点検責任者	連絡先	××-××××-×××× ← 少なくともどちらかを記載すること
	氏名	霞ヶ間メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	××-××××-×××× ← 少なくともどちらかを記載すること
	運転開始年月日	平成29年×月○日

25cm以上

35cm以上

必要に応じて修正すること

出典：資源エネルギー庁

図 標識のイメージ



株式会社北海道PVGS

TEL：011-522-5245

E-mail：info@hokkaidopvgs.jp

※ご相談はお問い合わせください！ HP：http://hokkaidopvgs.jp